

(書式 2 - 1)

交通事故損害賠償請求調停申立書

調 停 申 立 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇簡易裁判所 御中

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申立人 〇 〇 〇 〇 印

損害賠償請求調停申立事件 (交通事故)

- 1 当事者の表示 別紙のとおり
- 1 申立の趣旨・理由 別紙のとおり
- 1 証拠方法・添付書類 別紙のとおり

調停事項の価額 金〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇円

予納郵便切手額 金〇〇〇円

当事者の表示

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

申立人 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

相手方 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

相手方 〇〇〇〇株式会社

代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇



Asahi Chuo

申立の趣旨

相手方らは、連帯して、申立人に対して金〇〇〇円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。

との調停を求めます。

申立の理由

1 申立人は、次の交通事故（以下、本件事故という）によって損害を受けました。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 発生日時 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時〇〇分頃 |
| (2) 発生場所 | 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇先路上 |
| (3) 加害車輛 | 普通乗用自動車（登録番号：大阪〇〇 〇 〇〇-〇〇） |
| (4) 運転者 | 相手方 〇〇〇〇 |
| (5) 保有者 | 相手方 〇〇〇〇株式会社 |
| (6) 被害者 | 申立人 〇〇〇〇（普通自動二輪車運転） |
| (7) 事故の態様 | 相手方〇〇〇〇は、前記発生場所の信号機のある交差点に進入し、右折のため一旦停止をしました。北から南への直進信号は青であり、申立人は同交差点を通過できるものと判断して、同交差点に進入しようとしたところ、相手方〇〇〇〇運転車輛が急に右折を開始したため、申立人の進路を妨害する状況となりました。申立人は、事故回避のために急ブレーキをかけたものの、相手方〇〇〇〇運転車輛に接触し、転倒して傷害を受けたものです。 |
| (8) 傷害の程度 | 被害者である申立人は、前記事故によって、第11胸椎横突起骨折、第12胸椎破裂骨折の傷害を受けました。 |

2 申立人の入通院及び後遺症

- (1) 申立人は、医療法人〇〇病院に、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇日間入院しました。
- (2) 申立人は、同病院に、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同〇〇年〇〇月〇〇日まで通院しました（実治療日数〇〇日）。
- (3) 後遺症固定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (4) 後遺症等級 〇〇級〇〇号

3 責任原因

- (1) 相手方〇〇〇〇は、加害車輛を運転して発生場所の交差点に侵入し、右折するために一旦停止をしました。北から南の青信号に従って、直進車輛に十分な注意をすべき注意義務があるにもかかわらず、右折先である東側の歩道にだけ注意を向け、前記義務を怠って漫然と右折を開始したために発生した事故です。
- (2) 従って、相手方〇〇〇〇には、民法709条に基づく責任があります。
- (3) また、相手方〇〇〇〇株式会社は、事故車輛の保有者として、加害車輛を自己の運行の用に供していたものであり、自動車損害賠償法第3条に基づく責任があります。

4 損害

本件事故によって、申立人は次のとおり総額金〇〇〇円の損害を蒙っています。

- (1) 治療費 金〇〇〇円
- (2) 入院雑費 金〇〇〇円（1日金〇〇〇円×入院日数）
- (3) 通院交通費 金〇〇〇円
- (4) 休業損害 金〇〇〇円
- (5) 入通院慰藉料 金〇〇〇円
- (6) 後遺症慰藉料 金〇〇〇円
- (7) 逸失利益 金〇〇〇円
- (8) 修理費 金〇〇〇円

5 よって、申立人は、相手方らに対して、本件事故の損害賠償として、金〇〇〇円及びこれに対する事故発生日である平成〇〇年〇〇月〇〇日から完済まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めて、本申立に及ぶ次第です。

以上



証 拠 方 法

甲第 1 号証	交通事故証明書
甲第 2 号証	診断書
甲第 3 号証	後遺症診断書
甲第 4 号証	治療費領収書
甲第 5 号証	交通費領収書
甲第 6 号証	給与明細書
甲第 7 号証	見積書（物損の修理費）



解説

(管轄裁判所)

自動車の運行によって人の生命、身体が害された場合の損害賠償の紛争に関する調停は、加害者の住所、居所等を管轄する簡易裁判所のほか、被害者（申立人）の住所、居所の所在地を管轄する簡易裁判所へも申立てることができる（民事調停法第33条の2）。

(申立の趣旨)

加害車両を運転していた者と、自動車運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）を相手方として損害賠償請求を行う場合の記載例。

交通事故による損害賠償請求における民法の定める遅延損害金（年5分）は、事故発生日から請求できる。

(申立の理由)

- 1 事故の内容を簡潔に記載し、被害者の傷害の内容、入通院の内容、後遺症など、事故による被害の内容を記載する。
- 2 不法行為による損害賠償請求を行うには、相手方に故意又は過失があることが必要となる。相手方が注意義務を怠ったこと、注意を怠らなかつたら事故が回避できたことなどを記載する。
- 3 損害として、治療費等の実費のほか、休業損害などの逸失利益の喪失、慰謝料、物損等が考えられる。

これらを必要な範囲で記載する。